

### 3. 課題の抽出

#### 3.1. 現状の施設及び運営上の課題の整理

現在の市川市斎場の課題を以下に示す。

- ① 火葬需要増加への対応
  - ・ 今後、増加が想定される火葬需要への対応が困難
  
- ② 施設の老朽化
  - ・ 経年劣化、老朽化  
(建築の劣化、火葬炉設備の老朽化、陳腐化(火葬炉、排ガス装置等))
  - ・ 維持管理費のコスト増
  - ・ バリアフリー対応(対処療法の限界)
  
- ③ 環境
  - ・ 環境保全目標の未達成(火葬炉の古さ(排気ガス:ダイオキシン類、ダスト等))
  - ・ 労働環境(作業環境、室温、騒音、振動等)
  - ・ 消費エネルギーの削減(現状が市の平均に比べ多い)
  
- ④ 運営
  - ・ 多様な葬祭ニーズへの対応が不十分(利用率の低い大式場、増加する家族葬等への対応等)
  - ・ 市の職員、直営による運営費の削減  
(火葬及び葬儀担当 約 12 名、場長等事務職 6 名、霊柩車 2 台)
  - ・ 市取扱葬の継続  
(需要が激減する中、葬祭業者を通さず、市直営で継続する必要性について要検討)
  - ・ 非常時への対応(大規模災害時等の非常用電源、人員確保、その他)
  - ・ 通夜、遺体安置等(夜間の外出不可等、サービス内容について要検討)
  - ・ 式場(大規模葬儀の減少への対応について要検討)
  - ・ 売店、サービス等(多様化するニーズに対応しているか等要検討)

### 3.2. 法的課題

#### 3.2.1. 都市計画法

都市計画法により決定されている範囲は以下のとおりとなっており、現在の状態では施設率超過となっている。

「供給処理施設の都市計画に関する手引き」（千葉県都市部計画課 昭和56年3月）において、施設率25%、駐車場率25%、緑地率40%と定めている。

なお、現在火葬場の駐車場として使用している部分を都市計画決定することで、建替えをスムーズに行うことが可能となる。

#### 3.2.2. 環境影響評価

環境影響評価法上は、環境影響評価の実施が義務付けられていない。しかしながら、市民や近隣住民等への説明責任を果たす上で、任意の環境影響評価を実施している場合が多い。

市川市火葬場再整備事業においても、広く市民の同意を得るためにも任意の環境影響評価を実施することが望ましい。評価項目については、環境影響評価業務に委ねることとするが、火葬炉の性能は現在のものより優れたものとなり、排出ガスの影響は軽減されることや、既に施設が建設されており、貴重な自然環境の敷地でないことから、建設期間中に重点を置いた環境への影響について検討する簡易な環境影響評価とすることを想定している。

### 3.3. 建替えにあたっての課題

#### ・運営しながらの建替えの実施

市川市斎場は、市内で唯一の火葬場であり、市民の火葬需要をすべて支えている施設であり、その運営を停止することはできない。

そのため、現在の火葬業務を継続しながら、新たな火葬場を建設する必要がある。

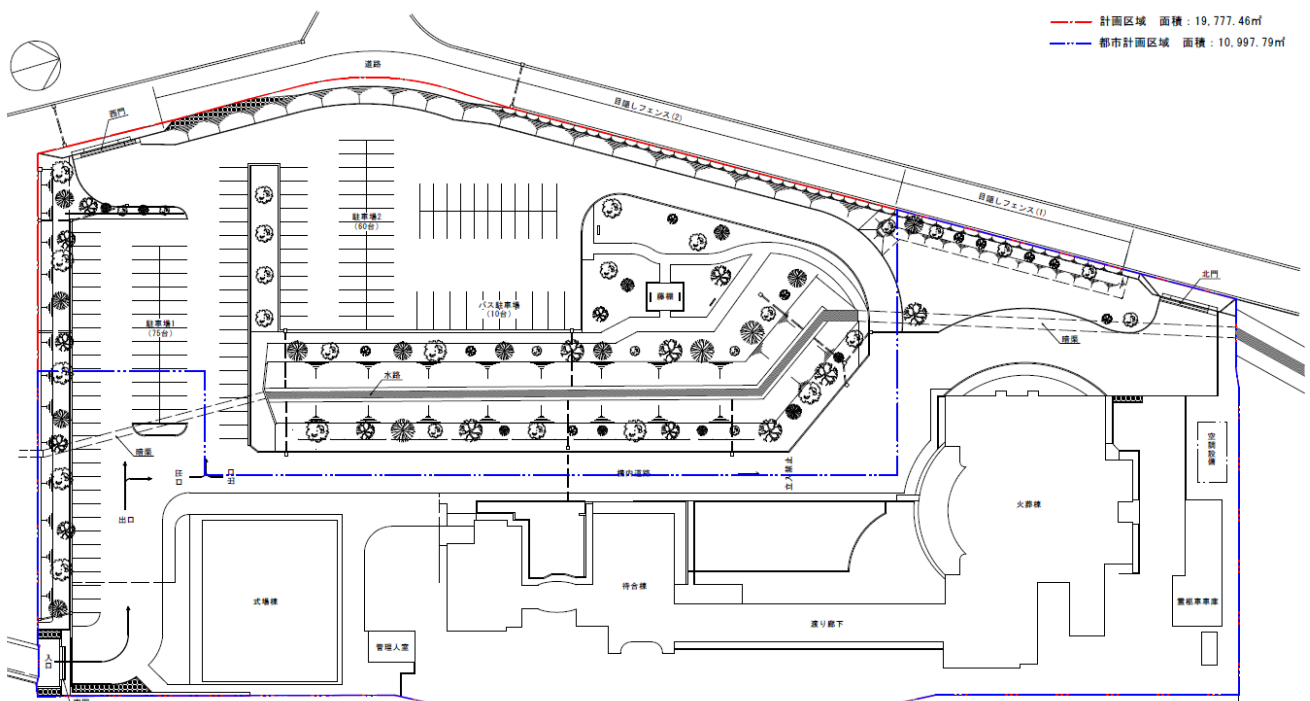


図 3-1 計画地と都市計画区域